

江南の水道

No. 17
令和2年2月

発行：江南市水道部水道課 〒483-8018 江南市般若町中山146番地 TEL (0587)53-3511 FAX (0587)53-3514
ホームページアドレス http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd_top.html

令和2年4月1日より

水道料金を改定します。

●改定理由

水道事業は、皆様にお支払いいただく水道料金により経営しています。水道料金を、消費税及び地方消費税の改定を除き、30年以上値上げを行わずに経営してまいりましたが、人口の減少や、節水機器の普及等により、料金収入が減少しています。また、安全な水の安定供給を持続するために、基幹管路の耐震化を始めとする管路、施設及び設備の更新等の投資を計画的に進めていく必要があります。

これまで各種業務の委託や管理システムの導入、人員削減など経費削減に努めてまいりましたが、今後も継続的に水道を利用できるようにするため、水道料金の改定が必要となりました。引き続き事業の効率化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●主な改定内容

(1) 基本水量を廃止します。

1カ月あたりの基本料金には、5㎡までの水量を含んでいましたが、少量の使用であっても使用水量に応じた料金とするため、基本水量を廃止します。

(2) 基本料金を口径別とします。

メーター口径が大きいほど、一度に多くの水を使用することが可能となっておりますが、その使用可能な水量に対応するための施設や設備への投資や維持管理費がメーター口径毎に異なるため、負担の公平性の観点から基本料金を口径別とします。

(3) 水量料金の逡増度を緩和します。

限られた資源である水を確保するための費用の負担や節水を促すため、使用水量の増加により単価が高くなる逡増型の料金体系を採用していますが、水資源の不足が解消され、水の需要が低下しているため、水量料金の逡増度を段階的に緩和していきます。

●新料金の適用開始日

(1) 令和2年3月31日以前より継続して使用される場合

① 偶数月検針の地区

令和2年3～4月分(4月検針) ⇒ 旧料金を適用

令和2年5～6月分(6月検針) ⇒ 新料金を適用

② 奇数月検針の地区

令和2年4～5月分(5月検針) ⇒ 旧料金を適用

令和2年6～7月分(7月検針) ⇒ 新料金を適用

(2) 令和2年4月1日以降に新たに使用される場合

最初の請求より、新料金を適用します。

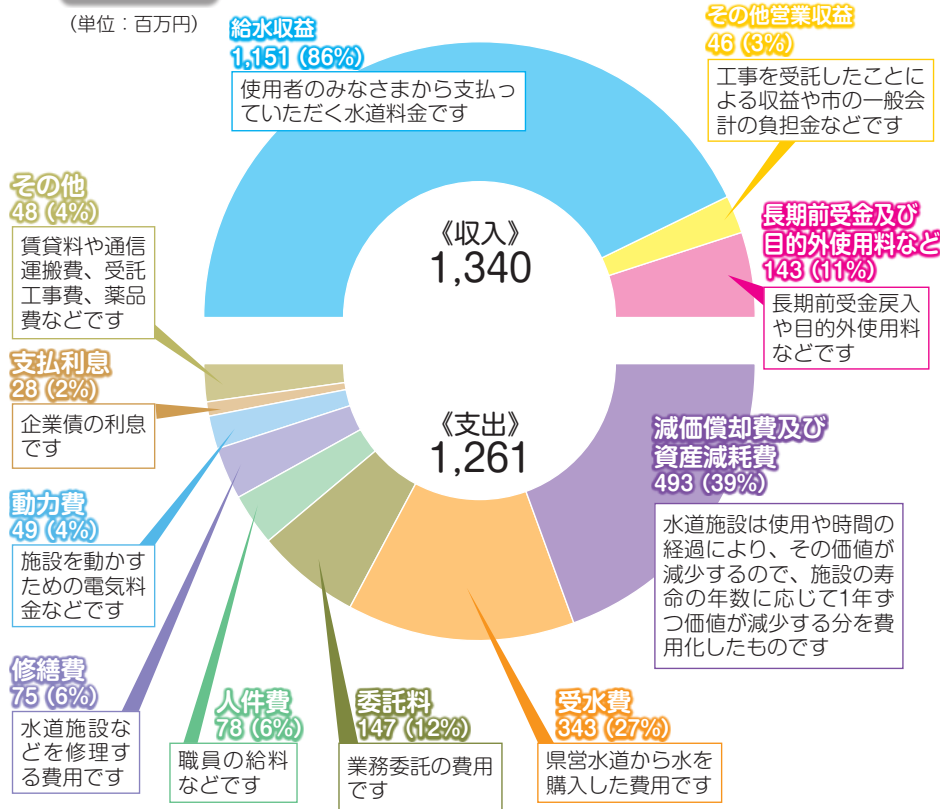


江南市水道事業 平成30年度 決算報告

水道事業は、みなさまからお支払いただく水道料金を主な財源として経営しています。今後とも経費削減などの効率的な運営を目指し、安心・安全な水をみなさまにお届けできるよう努力してまいります。

収益的収支 水をお届けするための経費と財源

(単位：百万円)



経営の状況

平成30年度は、みなさまに1日平均28,835m³の水をお届けしました。

財政状況として収益的収支は、当期純利益が78,497,860円となり前年度より21,434,841円減少しています。

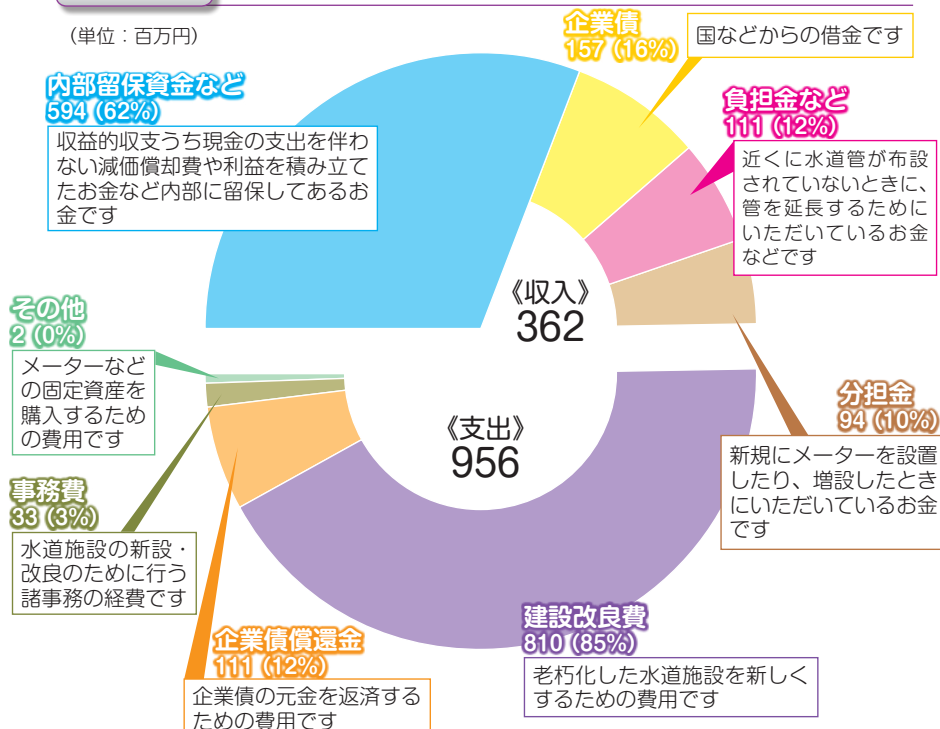
資本的収支につきましては、企業債及び負担金、分担金を財源とし、不足する額594,417,657円を内部留保資金等で補い、施設整備を進めてまいりました。

主な事業として、平成26年度から令和13年度までの第1次基幹管路更新計画に基づき、基幹管路(口径200ミリメートル以上の配水管及び水源から配水場までの導水管)の更新工事を実施しております。

基幹管路工事を含めた配水管工事としては、14,458mを布設または布設替したほか、布袋東部第2水源ポンプ場の更新及び耐震化工事を実施しました。

資本的収支 水道施設を整備・拡充するための経費と財源

(単位：百万円)



用語解説

収益的収支と資本的収支

地方公営企業である水道事業の予算は、関係法令に基づき収益的収支と資本的収支に区分し、予算の内容を明確にしています。

収益的収支は、当該年度の經常的な営業活動に伴う損益に関する収入・支出であり、事業活動の計画としての損益予算です。

資本的収支は、主として将来の経営活動に備えて行う施設整備計画、企業債償還計画のための資金予算であり、収益的収支に属さない収入・支出が計上されます。

資本的収支の不足する財源については、営業活動で確保された現金支出を伴わない減価償却費などの、内部に留保された資金で補てんすることとなっています。

※小数点以下四捨五入のため、0%になる場合があります。

江南市消費生活展への出展

江南市水道事業では、江南市消費生活展に毎年出展しています。

11月17日に江南市民文化会館にて開催されました「市制65周年記念こうなんDay 2019江南市消費生活展」においては、水道を皆様にお届けするまでの流れを紹介した「大切に使いましょう。限りある資源」と題したパネルを展示するとともに、水道料金の改定について、ポスターの掲示や江南の水道(号外)を配布し、周知を図りました。

また、当日実施したアンケートにご協力いただいた方には、お礼として「あいちの水(愛知県企業庁製造：非売品)」及び「災害用携帯簡易トイレ」を差し上げました。



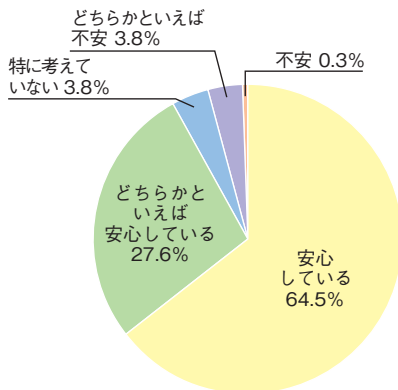
「お客さまアンケート」調査結果について

「お客さまアンケート」の調査では、504名の方にご協力いただき、そのうち市外及び藤ヶ丘在住者を除いた392名の回答を集計しました。

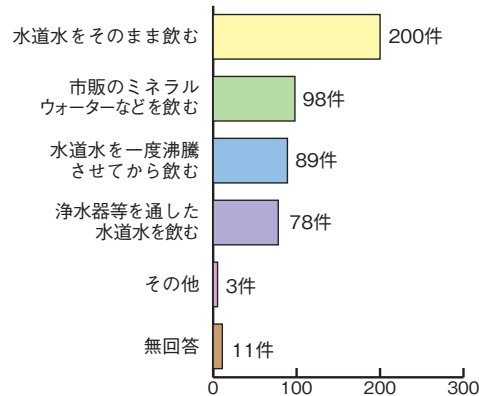
いただきましたご意見は今後の業務に活用させていただきます。なお、ホームページでは、より詳細な内容をご覧くださいことができます。

(http://www.city.konan.lg.jp/suido/sd_enquete.html)

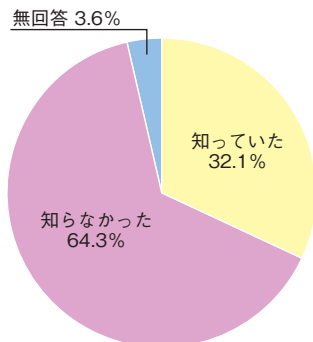
(1) 水道の水質について



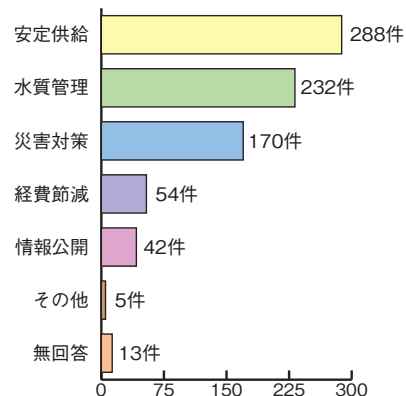
(2) 飲む水について(複数回答) 有効回答者数：392人



(3) 水道料金の改定について



(4) 今後、水道事業が力を入れていくべきことについて(複数回答) 有効回答者数：392人



※小数点第二位四捨五入のため、0%になる場合があります。

新・旧 水道料金表 (税抜)

○現在の水道料金表

用途	基本料金		超過料金	
	水量	1カ月当り	1m ³ 当り	
一般用 官公署用 営業用	5m ³ 以下	450円	5m ³ 超~10m ³ 以下	90円
			10m ³ 超~20m ³ 以下	105円
			20m ³ 超~40m ³ 以下	130円
			40m ³ 超~60m ³ 以下	155円
			60m ³ 超~80m ³ 以下	185円
			80m ³ 超	215円
湯屋用	100m ³ 以下	9,000円	100m ³ 超	105円
臨時用	1m ³ につき	230円		

○新しい水道料金表

用途	基本料金		従量料金	
	メーター口径	1カ月当り	1m ³ 当り	
一般用 官公署用 営業用 湯屋用	13mm	550円	0m ³ 超~10m ³ 以下	70円
	20mm	700円	10m ³ 超~20m ³ 以下	100円
	25mm	1,000円	20m ³ 超~40m ³ 以下	160円
	40mm	2,000円	40m ³ 超~80m ³ 以下	180円
	50mm	3,000円	80m ³ 超	210円
	75mm	5,000円		
	100mm	10,000円		
150mm	30,000円			
臨時用	1m ³ につき	270円		

新・旧 1カ月水道料金比較表 (税抜)

新旧料金比較		使用水量(m ³ /月)							
		0	5	10	20	30	40	50	100
口径 13mm	現行料金(円)	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650
	新料金(円)	550	900	1,250	2,250	3,850	5,450	7,250	16,850
	差額(円)	100	450	350	300	600	900	1,150	1,200
	改定率(%)	22.2	100.0	38.9	15.4	18.5	19.8	18.9	7.7
口径 20mm	現行料金(円)	450	450	900	1,950	3,250	4,550	6,100	15,650
	新料金(円)	700	1,050	1,400	2,400	4,000	5,600	7,400	17,000
	差額(円)	250	600	500	450	750	1,050	1,300	1,350
	改定率(%)	55.6	133.3	55.6	23.1	23.1	23.1	21.3	8.6



口径毎平均使用水量 新・旧 1カ月水道料金比較表 (税抜)

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
平均使用水量(m ³ /月)	18	24	48	180	250	800	10,000
現行料金(円)	1,740	2,470	5,790	32,850	47,900	166,150	2,144,150
新料金(円)	2,050	3,040	7,340	35,100	50,800	168,300	2,105,300
差額(円)	310	570	1,550	2,250	2,900	2,150	-38,850
改定率(%)	17.8	23.1	26.8	6.8	6.1	1.3	-1.8



新 水道料金計算例 (口径13ミリ・2カ月50m³使用)

水道料金は、基本料金を消費税相当額を加算した額と、超過料金に消費税相当額を加算した額の合計になります。水道メーターを2カ月に1回検針し、2カ月ごとに請求します。お客さまが使用するメーター口径や使用水量につきましては、検針時にお届けしております「水道使用量等のお知らせ」にてご確認ください。

口径13mm 2カ月50m ³ 使用(1カ月あたり25m ³)		1カ月		2カ月
基本料金		税抜	税込	税込
		550円	605円	1,210円
従量料金	0m ³ 超~10m ³ 以下	70円 × 10m ³ =	770円	1,540円
	10m ³ 超~20m ³ 以下	100円 × 10m ³ =	1,100円	2,200円
	20m ³ 超~40m ³ 以下	160円 × 5m ³ =	880円	1,760円
	40m ³ 超~80m ³ 以下	180円 × 0m ³ =	0円	0円
	80m ³ 超	210円 × 0m ³ =	0円	0円
合計 (1円未満切り捨て)			3,355円	6,710円

お問い合わせは 水道課(江南市水道お客さまセンター) ☎ (0587) 53-3511 まで